

## 令和4年度第2回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和5年3月20日（月）午後1時30分～午後3時10分

場 所 花巻市役所本庁舎 本館 302・303会議室

出席者 委員出席者 12名 高橋 秀憲（会長・富士大学名誉教授）、早野 こずえ（副会長・岩手県男女共同参画サポーター）、熊谷 久（花巻労働基準監督署）、氏家 潤（花巻警察署）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、阿部 瞳春（花巻商工会議所）小原 賢（花巻市校長会）、多田 恵（花巻私立幼稚園協議会）、工藤 直人（岩手県看護協会花巻支部）、伊藤 澄枝（花巻市民生委員児童委員協議会）、晴山 淳子（花巻市地域婦人団体協議会）、佐藤 貴哉（花巻青年会議所）

市側出席者 5名 藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 0名

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 審 議

（1）第3次花巻市男女共同参画基本計画策定について

（2）その他

・同性パートナーシップ制度に係る市の考え方について

4 閉 会

1 開会 (開会 午後1時30分)

鈴木地域づくり課長 それでは、ただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。初めに高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 年度末のご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は第2次基本計画の終了、それから前回の審議会でアナウンスがありました、新しい第3次基本計画のスタートに当たって、花巻市の基本方針を伺いながら、それにつきまして、多方面の分野からの代表者としてお集まりいただいておりますので、委員の皆様から、忌憚のない質問・意見等をお伺いできると良いと思います。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木地域づくり課長 ありがとうございました。続きまして、議事に入る前に委員の交代についてご報告をいたします。本日皆様のお手元に名簿をお配りしておりますが、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

委員名簿5番花巻農業協同組合より、前任の石黒竜也委員に代わり、佐藤道輝委員に変更となっております。

委員名簿14番花巻青年会議所より、前任の安部修司委員に代わり、佐藤貴哉委員に変更になっております。

任期につきましては前任の残任期間となりますので、令和5年5月31日までとなっております。

それでは議事に入ります。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、ここからは会長に進行をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 3 審議

高橋会長

はい、それでは審議に入りたいと思います。審議事項の第1番目は第3次花巻市男女共同参画基本計画策定についてということです。まずは事務局より、資料に基づいて説明していただきます。どうぞよろしくお願ひします。

藤村地域づくり課  
市民協働係長

それでは説明をさせていただきます。花巻市地域づくり課の藤村と申します、よろしくお願ひいたします。

まず、資料No.1「第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定方針（案）について」をご覧ください。

1 基本計画策定の趣旨でございますが、花巻市男女共同参画基本計画は花巻市男女共同参画推進条例第8条「市長は男女共同参画の形成を促進するため、基本的な計画（基本計画）を策定するものとする。」という条文に基づき策定しているものになります。委員の皆様には昨年8月、第2次花巻市男女共同参画基本計画に基づく施策等の実施状況について年次報告を審議していただきましたが、この第2次計画、現計画になりますが、こちらは平成28年3月に策定したもので、令和5年度をもって計画期間が満了となりますことから、令和6年度から施行する第3次計画を策定する必要があります。これまでの取り組みの成果と課題、市民の意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するために、第3次計画を策定しようとするものです。

続いて、2 計画策定の基本的な考え方についてご説明をいたします。（1）第3次花巻市男女共同参画基本計画は、第2次花巻市まちづくり総合計画との整合を図るとともに、国の第5次男女共同参画基本計画、岩手県のいわて男女共同参画プラン及びいわて配偶者暴力対策推進計画を勘案して策定いたします。ちなみに、まちづくり総合計画とは、市の今後のまちづくりの方向性や将来像を示す、市の最も基本となる計画でありまして、第2次まちづくり総合計画は令和6年度より施行予定です。第3次計画策定に当たっては、市民の意識や社会経済状況の変化等を踏まえ、新しい考え方、例えば、SDGsについての視点を盛り込みたいと考えております。

なお、現計画には性的少数者への差別や偏見の解消に向けた取り組みや、「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」に基づいた取り組み等が既に取り入れられており、第3次計画の策定においても、この考え方方が大きく変わるものではないこと、また、現計画の成果指標等から目標が達成されているとは言えず、引き続き取り組みが必要な目標もあることから、一部新たな目標を加え内容を整理しつつ、基本的な考え方は現計画を踏襲するものとしたいと考えております。

次に、（2）本計画は国の男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められている市町村の男女共同参画計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法の第2条の3第3項に定める市町村の基本計画を包含したものであり、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村の推進計画と位置づけております。このことにつきましては、資料No.1の裏面に法令・条例との関係で関連部分を抜粋しております。

（4）、（5）についてご参照ください。先ほど国の計画や県の計画を勘案して第3次計画を策定すると申し上げましたが、それぞれの法律で「国や県の計画を勘案して、市の計画を策定するよう努めなければならない」と定められていることによるものです。

なお、DV防止法の市町村計画を包含し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画に位置づける計画とすることは、第2次計画である現計画と同様となっております。このことについては、皆さんのお手元にお配りしております、第2次計画の黄色い概要版の資料をご覧いただき、1枚めくつけていただきますと、2ページ目の右側の方に計画の基本的な考え方の説明がございます。そちらの2、計画の目標 中段になりますが、その下の方に※印で説明が2つございまして、こちらを見ていただくとわかりやすいと思います。ちなみに、※印の1は基本目標4を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」としておりますし、※印の2には、この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画に位置づけ、花巻市男女共同参画基本計画と一体として施策を推進します、としているものです。

次に、(3) 計画期間につきましては、令和6年4月1日から令和14年3月31日まで、現計画と同じく8年間を計画期間としたいと考えております。理由といたしまして、先ほど申し上げましたが、第2次まちづくり総合計画、こちらも計画期間を8年間としており、今回策定する第3次男女共同参画基本計画は、この総合計画の男女共同参画に関する分野を具体化して推進するものであるため、計画期間を合わせるもので

次に、(4) 策定スケジュールについてです。スケジュールの詳細は裏面をご覧ください。詳細については後ほどご説明をいたしますが、男女共同参画基本計画は市の議会基本条例第15条に規定された議会の議決を要する計画となっていることから、委員の皆様に計画を審議いただいた後、令和6年3月議会での議決を経て策定することとなっておりますことをご承知おきいただければと思います。

続いて、3 策定体制についてご説明をいたします。こちらについては、資料No.2「花巻市の男女共同参画の推進体制について」を併せてご覧ください。資料No.2の中ほどより下に、計画の推進体制を記載してございます。(1) 男女共同参画幹事会は府内組織ですが、こちらは府内での計画についての意見交換や情報提供を行いながら共通認識を持って進めていきたいという考え方から記載しております。審議会の皆様にお示しする計画素案の検討などを行いたいと考えております。続いて、(2) 男女共同参画審議会ですが、男女共同参画審議会は、花巻市男女共同参画推進条例第13条において「男女共同参画推進に関する基本計画の策定及び変更に関すること」、「その他施策の基本的事項及び重要事項に関するこ」を調査審議するために設置されており、委員の皆様に計画案についてご審議いただき、諮問に対する答申をお願いしたいというものです。

裏面に移っていただきまして、4 策定スケジュールの詳細をご説明いたします。まず、本日3月20日は、第3次計画の策定に向けた市の考え方についてご説明をさせていただきため、お集まりいただいております。続いて、令和5年5月下旬から6月下旬には第3次計画に市民の皆様の声を取り入れるための市民アンケートを実施する予定としております。この市民アンケートについては、参考に資料No.4として案をお付けしております。表記やレイアウトなどが変更する可能性がございますが、設問の内容、方向についてはこのとおりとしたいと考えております。委員の皆様にご参考としてお示しするものです。このアンケートについて少し詳しくご説明いたしますと、まず対象は満15歳以上の市民の方を無作為に抽出し、男女比は半々、年代は10代から70代までの各年代から300人ずつ、計2,100人の方を対象として実施します。アンケートを行うことにつきましては、事前に広報により周知したのち、対象の方々にお送りするものです。説明については、市民意識の経年変化を見たいという考え方から、現計画を策定する前の約8年前のアンケートと大幅には変え

ておりません。一部の表記やレイアウトなどが変更する可能性がございますが、設問の内容、方向性についてはこのとおりと考えておりますし、委員の皆様に参考としてお示ししたものになります。スケジュールの順番が前後しますが、このアンケートの集計・分析は7月中、そして9月を目途に市民アンケートの結果を市のホームページで公表したいと考えております。令和5年6月に戻りまして、男女共同参画審議会は、令和5年度の第1回目を6月に開催予定です。こちらについては、現委員の皆様の任期が令和5年5月31日となっておりますことから、委嘱替え後の初めての会議となります。内容といたしましては、計画の策定方針の協議、それから素案の検討となります。続いて、8月には第2回目の男女共同参画審議会を開催予定です。こちらに年次報告とありますが、年次報告は現計画である第2次計画に係る施策の実施状況について、例年皆様にご審議いただいているものになります。資料No.3に年次報告から抜粋した現計画の成果指標をお示ししておりますが、年次報告により令和4年度の市の現状を踏まえ、第3次計画の策定状況について事務局から中間報告という形で、6月の第1回審議会でいただいた意見を踏まえた計画案をお示ししたいと考えております。

続きまして、令和5年9月から10月に移りまして、ここでは3団体からの意見聴取を実施予定です。関係団体として現段階で想定しておりますのは、現計画策定の際の意見聴取を行った団体として「花巻市女性団体ネットワークの会」、このほか、新たにご意見をいただく団体として、資料No.2の計画の推進体制の中にもありました「花巻市男女共同参画推進員」と、若い世代の視点を取り入れたいということから、市内の若者団体、こちらはまだ案ではございますが、例えば20歳の集いの実行委員会などを想定しております、各団体1回ずつ、計3回を予定しております。

続いて、令和5年9月下旬から10月下旬にはおよそ1ヶ月間にわたり計画素案についてのパブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く一定意見をいただく予定です。

続いて、12月中旬に最終報告といたしまして、パブリックコメントの結果を反映させた計画案について、第3回目の男女共同参画審議会を開催し、市長からの諮問、そして10月下旬の諮問に対する答申を皆様からいただきたいと考えております。その後につきましては、令和6年1月には答申を踏まえ、案の調整を行いまして、令和6年3月の市議会定例会に上程し、議決を経て策定、公表する予定となっております。また、先ほど議決すべき計画が指定されていると申し上げましたが、以前は地方自治法により市町村が定める計画のうち、議決すべき計画として、総合計画などが定められておりましたが、地方分権の観点から、平成22年に地方自治法の改正が行われ、議決すべき計画は市町村が条例で自ら定めることとされまして、花巻市議会では4つの計画を指定しており、そのうちの1つがこちらの男女共同参画基本計画となっているものです。

なお、内部のことですので、スケジュールには掲載しておりませんが、男女共同参画の視点は市の施策全般で必要なものであり、各課機関でも男女共同参画基本計画を推進していく必要があることから、施策や成果指標等につきましては府内での意見を求めるながら調整を行っていきます。また、幹事会につきましても随時開催をいたします。

以上で事務局からの説明とさせていただきます。本日は第3次計画策定に当たつての基本的な考え方やスケジュール感についてご説明をさせていただきました。計画の中身について、現計画である第2次計画と第3次計画の比較案等の、委員の皆様に具体的にご意見をいただく、たたき台となるものにつきましては、次回6月の審議会にお示しする予定でございます。駆け足で説明させていただきましたが、ご意見や質問等がございましたら、ぜひお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお

願いいたします。

高橋会長

はい、ありがとうございました。以上のような説明がございましたが、委員の皆様におかれましては、ご質問やご意見等ございましたら、忌憚のないところをお伺いしたいと思います。年次報告の審議と違い、目標毎に意見を求めるものとは違うようですので、誠に申し訳ございませんが、この名簿順にご意見をお伺いしたいと思います。それでは、まず早野こずえ委員、お願ひいたします。

早野副会長

早野こずえと申します。平成 27 年の現計画の基本計画検討委員会の公募委員で関わらせていただいて以来、お世話になっております。事務局の方から説明いただいたことはそのとおりでよろしいと思います。会長、ここでこの基本計画に対する意見を申し上げてよろしいですか。

高橋会長

はい、どうぞ。

早野副会長

この会議が始まる前に会長ともお話ししていたのですが、現計画策定に関わったときにはあまり思わなかったのですが、資料№.2の中ほどにあるスローガンについて、この黄色いパンフレットの表紙にも赤い字で書いてありますが、「男女（みんな）が互いに認め合い、ともにきらめくまち」とあるのですが、この「きらめく」という表現は、多くの自治体が使っている表現でありまして、今思うと非常に分かりにくいので、個人的な意見ではありますが、変えた方がいいのではないかと思っています。例えば、「男女（みんな）が互いに認め合い、ともに生きるまち」ですとか、「ともに暮らすまち」ですとか、「ともに支え合うまち」ではいかがでしょうか、ということをご提案したいと思っています。分かりやすくすると、「ともに生きる」とか、「ともに支え合う」とした方が、市民にも浸透しやすいかなと思います。「きらめく」というのは、あまり現実的な話ではなく、かなり多くの自治体が使っている、分かりにくい表現だなというところを感じております。私からは以上です。

高橋会長

現計画の概要版のパンフレットの前にも書かれておりますが、基本的なスローガンの表現をもう少し分かりやすくしたらいいのではないか、というご意見です。それでは続きまして熊谷久委員お願ひいたします。

熊谷委員

花巻労働基準監督署の熊谷でございます。いつもお世話になっております。直接、女性の活躍を推進するという部署ではないのですが、労働局の方で労働関係や女性の労働関係というのがございますので、委員として出席させていただいているのではないかと考えております。計画の内容については無理がないものだと思いますが、アンケートの実施について、2,100 人と計画されていますが、回収について、どれ程の見込みがあるのか、回収方法をどうするのか、ということがあれば教えていただきたいと思います。

鈴木地域づくり課  
長

それでは事務局よりお答えいたします。アンケートにつきましては、前回 8 年前の人数でもございまして、2,100 人を予定してございます。今回、紙のアンケート以外にも QR コードをつけて Web での回答も可ということとし、Web 回答も併用した上で大体 52% ほどの回答を想定しておりました。そうしますと 1,100 名ほどの方々のご意見が伺えるということで考えておりました。ただ、前回につきましては 41.6% の回答率でございましたので、回答率を上げる工夫をして、皆さんのご協力をいただきながら、少しでも回答率が高まればと思っております。

**高橋会長**

こちらの緑の第2次花巻市男女共同参画基本計画の冊子を眺めておりましたら、最後の方に前回のアンケートの詳細な数値とかやり方とか、非常に綺麗にまとめられているようございます。大体このような形で行われるということですね。それでは続きまして、氏家潤委員よろしくお願ひします。

**氏家委員**

花巻警察署の氏家でございます。先ほど事務局からありました策定方針案はこのとおりで非常に良いかと思います。意見といいますか、思ったこととして、DV防止法に関して、施策の実施に関する基本的計画を定めるように進めなければならないというところで、こちらも取り組んでいかれるかと思われます。最近思ったのは、男女共同であるとか男女平等という視点なのですが、特にDVの場合、一般的にはやはり男性から女性への暴力という加害行為が大多数を占めるわけですが、中には、女性から男性への暴力という事案も散見されますし、あるいは、同性同士のカップルによるトラブルやDVということも中にはありますので、そういう視点も盛り込んで計画策定の参考にしていただければと思います。以上です。

**高橋会長**

DVについて、女性から男性、それから同性同士という事案も出てきており、そのところも考慮するべきだというご意見と拝聴しました。これは次の議題になります、同性パートナーシップにも関連するところだと思われます。それでは続きまして、佐藤道輝委員、お願ひいたします。

**佐藤道輝委員**

はい、花巻農協企画課の佐藤と申します。この審議会の流れについてあまりよく理解しておらず、基本的な質問で申し訳ございませんが、第3次の計画は来年度から始まるという形でしょうか。

**鈴木地域づくり課長**

第3次計画につきましては、令和6年度からということで予定しております。詳細に言いますと、令和6年の3月の議決を目指しているというところでございました。

**佐藤道輝委員**

今までされていたかと思うのですが、第3次計画の中身につきましては、市民の声などを伺いながら、計画に反映していくような流れなのでしょうか。

**鈴木地域づくり課長**

市民参画の手法をとりまして、皆様からあらゆる手段で、アンケートやパブリックコメント、関係団体からの意見聴取、そういう手続きを踏んだ上で決めていくものでございます。

**佐藤道輝委員**

わかりました。

**高橋会長**

ありがとうございます。続きまして、阿部睦春委員、お願ひいたします。

**阿部委員**

私は花巻商工会議所青年部の令和4年度の会長を務めさせていただいております、阿部睦春と申します。実は、私は任期があと10日ほどということで、次の令和5年度の会長が小田島裕樹と申しますので、そちらの方にしっかり引き継いでいきますのでよろしくお願ひします。私の方は基本計画のことに関しては何も意見はございません。このような方向性でいいのではないかと思います。あと、青年部の状況をお伝えしますと、ここ1年で女性会員が3名増えまして、約125名の会員がいるのですが、その中の11名が女性になっており、結構女性が進出してきていたり感じております。日本の商工会議所青年部の来年度の令和5年度の会長も、高松の女性です。

女性がすごく活躍してきている、どんどん前に出てきているという印象をすごく受けています。我々の青年部の方も、来年度は女性会員 11 名中、ここにいる早野こずえさんを含めて 3 名が役員になります。これは私の想像なのですが、おそらく、ここ 5 年のうちに、初の女性会長が出ると思っています。早野さんになっていただければいいなと思っています。現状報告ということで、以上です。

高橋会長

ありがとうございました。ますます活躍されるようよろしくお願ひします。続きまして小原賢委員、お願ひいたします。

小原委員

花巻市校長会から参りました小原と申します、よろしくお願ひします。学校の方での男女共同は進んでおりまして、数年前から名簿を男女で分けることはしております。例えば、健康診断という場合には必要に応じて別名簿を使いますが、基本的に同じ名簿ということで子供の意識を変えるよう進めております。学校現場の方からこの計画の新しい方針についての意見はないのですが、もし新しい方針が決まりましたら、可能であれば子供向けのリーフレットというようなものを作成していただければ、それを基に学校の方で意識を高めていく取り組みもできるかと思いますので、お願ひしたいと思います。人事異動の時期ということで、私は現在笛間第二小学校ですが、なくなりますので、委員が変わると思います。そのあたりも含めて引き継いでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

高橋会長

若い人たちの意識改革というのが一番重要なところにあると思います。引き続きまして、多田恵委員お願ひいたします。

多田委員

私は花巻私立幼稚園協議会の方からささま幼稚園長として参加させていただいております、多田と申します。第 2 次花巻市男女共同参画基本計画の冊子の資料に現計画策定時のアンケートの結果がありまして、92 ページの家事を主に誰が担っているかというところですが、すごく興味深いなと思って見ておりました。やはり子供たちに携わっておりますので、設問中、育児に関する役割分担を見てみると、平成 15 年の調査は 60.6% の方が該当なしで、平成 26 年の調査では 31.9% の方が該当なし、とすごく大きな変化となっていますので、子育てをされている方に向けてのアンケートなのか、お子さんのいる方・いない方は関係なくアンケートされているものなのが気になりました。お母さん方のお仕事の関係が関わってくるところだと思いますので、あとはお父さん方の協力がどのくらいという部分も、面白い数字が出ているなと思っておりました。あと、パンフレット等ができましたら幼稚園とかの方でお配りできれば、お母さん方も幼稚園から配布されたものに関しては、きちんと目を通してくださっている方が多いので、園としてもお知らせできるところは協力できればいいなと感じingいました。以上です。

高橋会長

アンケートの内訳的なものはござりますか。

鈴木地域づくり課  
長

今回審議いただいております男女共同参画基本計画についてのアンケートにつきましては、前回の手法を参考にしておりまして、15 歳から 19 歳までの方々が 300 名ということで、若い方々につきましては多くの意見をいただく配分にはしているのですが、20 歳から 29 歳までの方々は 300 名と、20 代を超えると 10 歳毎に、300 名ずつを予定しております。男女別につきましては各世代 150 名ずつ、子育て中の方を選ぶということではなく、住民基本台帳から無作為抽出する予定です。ただ、アンケートの中身でご家庭についての設問などを入れまして、ご結婚されている方については

家事の分担はどうなっているかなど、そういったところをお答えいただいて、それを分析するという予定でおりました。

高橋会長

ありがとうございます、よろしいでしょうか。それでは続きまして、工藤直人委員お願ひいたします。

工藤委員

皆さんこんにちは。岩手県看護協会からまいりました工藤でございます。よろしくお願ひいたします。男女共同参画の基本計画、方針等に関しましては、今ご説明いただきまして理解をいたしました。私からこうあるべき、というようなことはありませんでしたので、そういったところに関しては特に発言はございません。看護の職場として、この前回のアンケート結果の 91 ページ、92 ページを見ますと、ご家庭の役割に関しては平成 15 年と 26 年を比較すると動いているという状況を見ました。我々の職場ですと、職業の内容の関係上、比較的男性も多く家事等の分担がなされているということを、日頃病棟の管理をしておりますと感じるところです。各々のやり方でお互いの仕事の日々をクリアしていくというところでは、現状に見合った分担がなされているのかなと思います。特に 6 番目の「介護が主に夫」というところが 61.7% というところは少し意外でしたが、男性も少しずつ、また積極的に、家庭の役割を担っているのだな、担うべきだな、ということを感じたところです。以上でございます。

高橋会長

どんどん役割分担、理解も広がっているようだというご意見を伺いました。続きまして、伊藤澄枝委員、お願ひいたします。

伊藤委員

民生委員児童委員協議会からまいっております、伊藤澄枝でございます。よろしくお願ひします。まずは、先ほど副会長がおっしゃられた、「きらめくまち」を「ともに生きるまち」などに変えるということに賛成です。男女が認め合って過ごしていたり、支え合って生きていたりすれば、当然きらめいてくるのではないかと思いますので、言葉はその方が分かりやすいのではないかと思って聞いておりました。あと、資料 No.4 のアンケートの後ろの方に、性的少数者の理解について、初めて市民の皆さんにお聞きする部分を入れたということはすごく良かったと思います。最近、私も L G B T の研修会があったので参加させていただきました。自分が分からなかつたことが理解できたのか、本当に心から理解できているのか、というとその辺はまだこれから少しずつ理解したいところではありますが、そういうふうな思いをまず伝えていかないといけない、ということをすごく感じています。今まででは高齢者に優しいまちとか、認知症の方にやさしいまちとか、男女支え合えばいいまちになると思っておりましたが、L G B T の研修に参加したことで、性的少数派の方たちにも優しいまちであれば、花巻市も本当に素敵なまちになるのではないかと思ったので、このことを今回のアンケートに入れて、これから計画にも盛り込んでいっていただくことが、すごくいいなと思っています。

高橋会長

いろいろな問題が出てまいりまして、「男女」という枠にとらわれず、多様化しているという現実を反映していくべきだろうという意見とお伺いしました。よろしいでしょうか。それでは、続きまして晴山淳子委員お願ひいたします。

晴山委員

花巻市地域婦人団体協議会の晴山淳子といいます。よろしくお願ひいたします。基本計画につきましては大幅に変わるものではないと思いますので、大きなポイントをこれから皆さんで話し合って、必要なところだけ変えていくような感じでいいかと思います。今、私の年代で問題となっているのは、女性団体や女性グループの会員

の減少です。そもそも結婚するかどうかから始まり、家庭を選ぶか、仕事で生きていくか。結婚しないと子供も増えませんし、花巻市民も増えません。それが少子高齢化に繋がってくと思います。結局介護するのは女性が多く、男性は仕事、女性は介護、というような感じで、仕事の犠牲になっているのは女性ではないかと、未だにそのような状況にあります。こうした観点から見ても、第2次計画の際のアンケートの調査報告書には、第1次計画の際のアンケート調査と比較したものが掲載されておりますが、第3次計画のためのアンケート調査についても、その推移や、どのくらい成果が上がっているかというところが見えるものを市民に示したら良いと思います。以上です。

**高橋会長**

家庭生活の方では、伝統的な形といいますか女性の負担がまだまだ大きい。ただ、それが改善されている様子というものを市民の方にも分かるような形でアピールした方がいいのではないかと、いうご意見とお伺いしましたが、それでよろしいでしょうか。個別的な事項は後ほど検討するといったしまして、それでは、佐藤貴哉委員、お願いいたします。

**佐藤貴哉委員**

皆さんこんにちは、花巻青年会議所から参りました佐藤と申します。第3次計画に関して、進め方については皆さんもおっしゃっていましたが、このとおりに進められるのがよろしいのかなと思って拝聴しておりました。1点、お伺いしたかったこととして、総合計画と同じく8年スパンで計画するということでしたが、8年先の見通しを立てることは結構難しいと思います。何かの折で見直しや、変更をかけることもあるのかどうかをまずお伺いできればと思います。

**鈴木地域づくり課長**

総合計画と整合して作っていくということで考えておりますが、もちろん社会情勢が変化すれば、考え方、進め方、事業等も見直しをしなければならないと考えております。総合計画は8年間ですが、長期ビジョン、アクションプランに分かれております。総合計画のアクションプランは8年間をいくつかの期間に区切って事業を見直す時期もございますし、毎年の事業見直しも行います。その都度、現状を分析して有効的な政策を展開していくことで、もちろん予算措置等も必要になってくるわけですが、毎年状況を分析しながら変更していく可能性もある、といいますか、そういういかなければならないと思っております。

**佐藤貴哉委員**

ありがとうございます。基本方針というよりもアクションプランをブラッシュアップしていくということで理解しました。男女共同参画というものは、事務局の方がおっしゃっていたとおり、どこの項目にも関わってくるところだと思いますので、都度、時代に合ったものにといいますか、メンテナンスされていくのがいいのかなと思って拝聴させていただきました。ありがとうございました。

**高橋会長**

長期間の計画ですので、途中で現状を反省しながらいろいろ工夫していくというふうにお伺いいたしましたが、よろしいでしょうか。それでは審議事項の議題の（1）第3次花巻市男女共同参画基本計画策定について、これについての質問意見これをひとまず終了したいと思います。

続きまして、（2）その他に移りますが、同性パートナーシップ宣誓制度に関する当市の考え方について、ということで事務局より説明いただきます。

**藤村市民協働係長**

それでは事務局より説明をさせていただきます。皆様にお配りしております資料No. 5 「パートナーシップ制度に係る市の考え方について」をご覧ください。ご存知

の委員も多いと思いますが、同性パートナーシップ宣誓制度とは同性のカップルなどの関係を自治体が認めるものになります。岩手県内におきましても、令和4年12月に一関市が制度を開始しているほか、令和5年5月から盛岡市が制度を開始することを表明しております。本市におきましては、こうした県内自治体の動きのほか、令和4年6月議会で同性パートナーシップ制度導入についての一般質問があつたこともあり、情報収集を進め、東北地方で初めて制度を導入した青森県弘前市の視察など、内部で制度導入についての検討を行つてまいりました。そして今年に入りまして、令和5年2月24日の施政方針演説で、市としての考え方を市長が述べておりますので、委員の皆様にこの場をお借りして共有させていただきたいと思います。資料にございますのは、施政方針演説を抜粋したものですので、このまま読ませていただきます。市長演説の令和5年第1回、令和5年3月議会より抜粋したものになります。市長は地域づくり分野について方針を述べており、その中で触れているものです。

「同性パートナーシップ制度につきましては、県内各自治体でも制度の導入を導入に向けた検討の動きが出てきており、当市においても検討を始めております。現在、国においてもLGBT理解増進法案が検討されており、その内容にパートナーシップ宣誓制度などを含めた内容となつた場合においては、市独自の制度策定の必要はなくなることも想定されます。しかし、国はそのような立法を早急にするかどうか、現時点においては明確ではないところでありますし、今の案ではパートナーシップ宣誓制度は入っていないと理解しているところであります。また、県が条例で定める場合も、市の条例が必要であるかどうかわからないところでありますことから、国及び県の動向を注視しつつ、市独自の制度の導入が必要と考えられる場合に当たっては、制度の導入について市民全体の理解を得る必要があるとの認識のもと、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例の整備が必要ではないかと考えているところでありますし、条例整備に向けた検討をさらに進めているところであります。」

このように市長が述べております。この中でポイントといいますか、委員の皆様にご承知おきいただきたい部分が、下線部にもあります「市として制度導入が必要と考えられる場合は、条例で整備する」という部分になります。パートナーシップ制度を導入している自治体は東京都渋谷区とNPO法人虹色ダイバーシティによる合同調査によると令和4年12月31日時点で255の自治体になっております。ただ、その中の大部分は、内規である要綱を根拠としたものであり、条例で整備している自治体は全国で10数自治体のみとなっており、現時点では東北では条例で導入している自治体はございません。条例としての理由につきましては、令和5年3月議会の一般質問の答弁で市長が述べておりますが、「公的機関である市が性的少数者のカップルの方々をパートナーとして認証することは当事者の方々にとって大きな意味があり、また、民法及び戸籍法の考え方を大きく変える結果ともなるものであると考えることから、市としては、市当局が作成する要綱又は規則ではなく、市民の方々のご意見を幅広く聞いた上で、憲法及び地方自治法に基づき市に制定の権限が与えられている条例で定めるべきものではないか。」という考えによるものです。

ただし、国や県において制度の導入が進まないという条件がある場合でございまして、現段階では国や県の動向を伺っている状態であるため、いつまでに制度や条例を整備するかという話には至っておりません。しかし、国や県の整備が進まない場合には、整備に向けて委員の皆様をはじめ、市民の方々の声を聴くこととしたいと考えておりますし、その際にはご協力を願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、その他についての説明とさせていただきます。この件につきまして、ご質問やご意見などがございましたら、お聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。

高橋会長

はい、ありがとうございました。市の考え方や同性パートナーシップ制度に対するご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。あるいは質問でも結構でございます。これも意見のある方にお伺いすればいいのですが、せっかくお集まりですので皆さんに順次ご意見をいただきたいと思います。まずは早野こずえ委員、お願ひいたします。

早野副会長

今お話を伺った中で、資料5の下線部分で「市民全体の理解を得る必要があるとの認識のもと」という考えがあるのでしたら、やはり人権教育とか、私も小中学校のP T Aに関わらせていただいているが、そういうところですとか、一般市民の幅広い層に浸透する必要があると感じています。あともう1つ、気になったのが国や県の動向を伺いながらというお話があったのですが、それも1つの考え方ではあると思いますが、実際、花巻市民の方から、L G B Tの方から、何か声が上がっているのかどうかということがあれば、そういうことに答えていく、対応するという姿勢も必要ではないかと思います。例えばカナダですか、国によってはL G B Tが住みやすいところに皆が移住したり、こともありますし、シアトルなどは市長が同性愛者であったりだとか、いろいろなところがあります。資料5の下線部で気になったところは今申し上げたところです。それを踏まえて、前回の審議会のときでしたでしょうか、例えば男女共同参画の推進員やサポーターが地域で寸劇をやったり、フォーラムを開いたりしているがなかなか浸透しない、という話があったと思います。あとは、○○中学校では実施したとか、ピンポイントだったのですが、例えば教育委員会にそれをお願いしてもう全部の学校に同じような事業をするとか、何かもう少し、一步踏み込んだ具体的な取り組みが必要になってくるかなと。L G B Tに関わらずですが、感じています。

高橋会長

最近、ウガンダからの同性愛者が難民認定されたというのがございましたね。あれは母国の方では刑罰の対象となるということで、論議を呼んでいるところがありました。そのような変化もありますが、続きまして熊谷久委員、お願ひいたします。

熊谷委員

ちょっと難しい問題だなと思っておりまして、資料にもありますように市民全体の理解といいますか、そういう声が出てくるのであれば、先ほどのお話の中でもありましたか、教育だとかそういうものを進めていく中で自発的にそのような意見が出てくるというのであれば、取り組んでいく。それも進めながら意見が出てくるのであれば進めていく、ということがいいのではないかと思います。なかなか経験ではいい、悪いと言うのが言いづらいところがあります。あと、そのような制度を望む声が実際に市の方に来ているのかどうかというのもわからないものですから、その辺も踏まえて導入を検討されたらいいのではないかなと思います。

高橋会長

なかなか即答、というものが難しいものではあると思いますが、市民の理解を得て、あるいは現状のニーズがあるのかどうかということも踏まえながら慎重に考えていました方がいいのではないかというご意見だと伺いました。それでは続きまして、氏家潤委員お願ひいたします。

氏家委員

私はこのパートナーシップ制度やL G B Tという問題についてあまり詳しいわけではないのですが、1つの意見として申し上げます。昨年、私の前任者からこの審議会委員を引き継がれる際に市の方から説明を受けたとき、例えばL G B Tという言葉

や現状が広がってくると、男女共同ということ自体が意味を成さないのではないか、そもそも男女という括りそのものが無効となったら、男女共同参画という自体が意味を成さないのではないか、という考えが堂々巡りになったところもありまして、その辺りの整理もした方がいいのではないかということを意見として申し上げました。基本計画は8年スパンということであれば、おそらくこれから8年間でLGBTや同性パートナーシップの考え方も大分進むと思われます。その年ごと年ごとにパートナーシップ制度を採用している自治体は増えていくかと思いますので、この男女共同参画基本計画の中でパートナーシップやLGBTをどのような位置付けにするかというところは、年ごとに精査した方がいいのではないかと思いました。あと、素朴な疑問で、市長演説で同性パートナーシップ、パートナーシップ宣誓制度とあるのですが、パートナーシップ制度とパートナーシップ宣誓制度って何か違うものなのか、と気になりました。

**鈴木地域づくり課  
長**

先進自治体におきましても、それぞれのやり方といいますか考え方がありまして、例えば渋谷区のような最初に導入したようなところではパートナーとして自治体が認める際に、公正証書の提出を求める事になっています。渋谷区のように、裏付けといいますか、申請・申し出ではなく、ある程度保証された書類を求めるところもあれば、弘前市のように市役所で「私達のパートナーとしての関係を認めてほしい」という宣誓を受けるという方式をとっている自治体もございます。パートナーシップ宣誓により受けられるメリットは自治体それぞれ決めることですが、まずはそこでの最初の入り口のところの手法が自治体によって異なるというものでもございます。新聞記事等ではパートナーシップ制度と表記しているところもありますが、それぞれの自治体の決め方によりまして、認定の要件や受けられるメリットがバラバラの状態です。国の方で統一した制度を作つてほしいという声は全国自治体からも上がっているのですが、各自治体でまずスタートしている制度としては、その自治体ごとに決める制度ということになっております。

**藤井地域振興部長**

ここまで3名の方から質問も出ましたので、今のうちに説明させていただきます。課長が言ったとおり、宣誓制度、あるいは他の制度というように、制度の名称は市町村によって違っているようです。例えば条例かどうか、それによっても違うのですが、条例とか要綱があったとしても、国が先に決めた法律であれば日本の方々は全部同じ仕組みになります。岩手県が条例で定めると、岩手県全体が同じ仕組みで動きます。市町村が条例を定めますと市町村だけの適用になります。ですから、例えば「花巻市の市民の方に生きづらさを感じないようにするため、多様性を認めるために仕組みを作りましょう」と言ったとしても、その仕組みは花巻だけのものですから、盛岡に引っ越ししたり、釜石に転勤したりすると、対応できなくなります。市長が申し上げた国の動向や県の動向というのは、そうした意味で、仮に花巻が制度を導入したとして、その後、県が制度を作った場合、同じ仕組みであればいいのですが違う場合もあります。ですから、国や県ではどのようなところまでできるのかとか、何を考えているのかというところは注視しなければいけない。ただ、花巻市としては、やはり条例という形できちんと整備して、少しでも生きづらさを感じないようにしてあげたい、多様性を認めるという、そういうことで進めたいという意向を持っております。

それから、市民からの制度導入についての意見があるのか、ということにつきましては、現状、個別に市民からはございません。ただ、生きづらさを感じている方がいらっしゃるという話は聞いています。やはりカミングアウトができないとか、私の周りでも聞いたことがあります。ある統計によりますと、3%から10%程度の方が性的

少数者であり、悩んでいる、自分の立ち位置がわからないでいるだとか、そのような話があります。花巻では、自分からお話するとか、他の市町村みたいに性的少数者の方々が団体を作るということは今のところないようなのですが、そうした方々がいるという前提で考えていかなければいけないと思いますし、男女共同参画推進員の方々の勉強会や、市のセミナーなどで関係者のお話を聞いたりすると、「同感だ」とか「そういった人もいるようだ」といった話が出ますから、そういうところを合わせて考えていくということになると思います。

それから、自治体で何ができるかというお話が先ほど出たのですが、一般的なものでは、例えば花巻市が認めると花巻市の市営住宅に家族扱いで入ることができる、例えば県が認めると県立病院で病状を確認するときにパートナーも家族扱いできるといったことが考えられます。東京の方では民間の保険会社が、市町村がきちんとした形で承認といいますか、宣誓制度の証明書などを出した場合には保険の受取人なども家族扱いできる、という商品もできているという話もあります。そのような、何が市町村できるか、例えば「家族ではないから説明できません」というところがどこまでできるかとか、今までこうだったけれども、これからを考えた場合どうできるか、というのは私達も考えていかなければならないことであると思っています。

また、踏み込んだ事業展開というのは、今後必要になってくると思います。先ほど校長会の方からご意見が出ましたが、混合名簿もきちんとされてきて、やはりそういう性的少数者の方々に対しての配慮を大事にしましょうという意識は高まっているという話は聞いているのですが、いずれ今後私達の方でこの制度を考えていく上では、受身だけではなく、どのようにして市民に多様性への理解を伝えられるか、その時には先ほど人権教育が必要だという話が出たのですが、人が人として生きやすいという姿、人の権利を守るということが大事だと思いますので、そういうところも触れて話をしていくということで、関係する方々と協議していくことになるのではないかと思っています。3人の委員からご意見をいただいたところで、お話をさせていただきました。以上です。

#### 高橋会長

国単位だとそういうところでまとまっていないので、自治体によりいろんな表現が出てきている、それに付随するメリットや適用範囲も違うことがあるようです。新型コロナウイルス感染症の影響で、いわゆるパートナーとして認められてないところでは、亡くなる際に家族以外は駄目だということで拒否されたという例が報道されていたようです。東京とかの都市では別かもしれません、いわゆるカミングアウトをして堂々と制度化を要求するといったことは、なかなか難しいのかもしれません。続きまして、佐藤道輝委員、お願ひいたします。

#### 佐藤道輝委員

あまりうまくお話できないですが、市民全体の理解を得る必要があるという市長のコメントがございますので、やはりいろいろな、同性パートナーシップ制度自体に関するセミナーなど、あるいはそれに関連するような広報とかで、広く市民の皆さんに訴えていく、PRしていくという部分が大事ではないかと思います。以上です。

#### 高橋会長

ありがとうございました。それでは阿部睦春委員は別用でお帰りになられましたので、小原賢委員、お願ひいたします。

#### 小原委員

学校というくくりで考えれば、人権教育の一環に「どんな多様性も認め、そして尊重していく」ということに入ってくるのだろうなと思います。ただ学校の現場で言いますと、人権教育という大きなくくりはあるわけですが、その時に何を扱うかということは学校ごとに結構違っていることもあります。もしこのパートナーシップ制度に

関連して、学校で伝えてほしいということであれば、教育委員会等を通して、ぜひこれは学校で触ってくれというふうな枠組みを作っていく必要があるのではないかと思います。やはり学校としても、少し触れにくい部分ではあるのかなと思います。もちろん今の子たちは様々な情報に触れており、言い方は悪いですが、私のような年輩の者よりは抵抗が少なく受け入れていくのだろうと思います。ただ、学校からすると、対応の方で考えていかなければいけないことが増えてくるのは、特に高学年から中学生に関わってくる、更衣室の問題、トイレの問題というのも様々出てくるのだろうと思いますので、そういうことを考えながら進めなければいけない。まず気持ちの部分から、多様性を尊重するという部分はやっていけるわけですが、ハード面といいますか、具体的な取り組みの方では何ができるのか、やはり少し変わっているといけない、それはここから何年かで変わっていくのだろうなと思って、柔軟に対応できればなと思っております。

**高橋会長**

なかなか難しい問題になってくると思います。いろいろな対応を考えていかないといけないということですね。はい、それでは続きまして、多田恵委員お願ひいたします。

**多田委員**

私自身、この話題が身近かといいますと、あまり身近に経験もないですし、このような話題が周りにたくさんあるかというとそうではないというのが正直なところです。ですから、少し難しい問題だなとは思うのですが、以前の保育に比べると男女平等というところもきちんと浸透しており、いろいろな面での柔軟性が保育の中でも見られてきていると思っております。先ほど小学校の校長先生もおっしゃっていましたが、やはり小さい時から、そのような柔軟性というか、多様性を認められるような子供たちを育てていくことが私達の役目になってくると思うので、そこも考えると、私達が柔軟性をもっと持っていくなければならないのかなと思います。先ほど先生がおっしゃったように、おそらく子供たちの方が、そういうことをすんなりと受け入れられる子供たちが多いのかなと思うので、社会が変わる中で、子供たちに関わっていく自分たち自身が、柔軟に対応していく人間にならなければいけない限り、これは難しいのかなとも思います。すぐにどう変わるという話ではないと思うのですが、長い目で見ながら取り組んでいかないといけないというふうに改めて今日感じたところです。すいません、まとまらない話で申し訳ないです。

**高橋会長**

やはり急にどうこう言われても、戸惑いの方が大きい。しかし8年間の計画をとなると、その間にどう変わるのが。そこを考えれば、我々としても何らかの対応を考えていかないといけない、そんなふうに伺いました。それでは続きまして工藤直人委員お願ひいたします。

**工藤委員**

難しい問題ではあると思いますが、2008年にはすでに国連の方で性的指向と性自認についての宣言が採択された、というようなことを記憶しています。もう十数年経つて、国の方で大きな政策といいますか方針が出されないままに、市町村の単位としていろいろな決め事を独自に行っていくと、転居など、そういう部分で対応できない状況があるというのは確かにそうだというふうに頷けるところがございました。施設の方でもごく稀ではありますが、ご家族として同性のパートナーという方のお世話を受けている方が入院してきたり、通院してきたり、または訪問看護などを通してそういう生活の実情を見てまいりますと、やはり同じく、等しくその医療を受ける対象者は、実際にそのパートナーを頼りにしていかないといけない状況がありますので、今このご時世でいろいろ問題となっておりますが、現場としてはあまりそこは分け

隔てなくお願ひをしているという状況です。ですから、報道にあったようにコロナの状況の中で実際にご家族に限定して面会というところで外されてしまったとともに現場では戦慄が走るような状況ではあったのですが、そうならないよう細心の注意を払いながら、私どもの職域としてはよく家庭の背景や実情を理解をしていくというところ、価値観を認め、肯定的にお話を進めていくというのが地域医療の分野での進む道なのかなと考えております。以上です。

高橋会長

見えないところも、家庭の状況とか現場を回ってみると、いろんなケースがある。そういうふうな辺りもサポートできるようなことが必要ではないかというご意見だと伺いました。よろしいでしょうか。それでは伊藤澄枝委員、お願ひいたします。

伊藤委員

はい、私もL G B Tの方が側にいるとかということはないので、テレビとかでは見てもあまり深く考えたことはなかったのですが、研修でお話を聞いたことによって、理解し伝えたいと思いました。ですから、おそらく私のように初めて研修を聞いたり、L G B Tに詳しい方のお話を聞いたりすることで、1人でも理解する、理解しよう、と思う人ができることができがまず一番の道なのかなと思います。1回で全員に理解しましょうと言っても難しいと思うので、相談できたり、L G B Tの人の話を聞くことができる人を少しでも増やしておけば、カミングアウトしたり、ちょっと相談事があったときに、「この人に相談しても駄目だな。」と思われずに、「聞いてもらって良かった。」と思えるような、そんな感じで進めることから始めないとなかなか難しいのではないか思います。あと、この第2次花巻市男女共同参画基本計画の概要版では、「男女がお互いに認め合い」という文章の上に、「みんな」がとぶりがなが書いてあるので、きっと遠い未来は「男女」ではなく「みんな」になっていくのかなと、そんな期待を込めております。今回の会議に参加することができて良かったと思っております。ありがとうございます。

高橋会長

性的少数者への対応をサポートする、相談相手になれるような、そのような人材を育てる必要があるのではないかと伺いました。それでは続きまして、晴山淳子委員、お願ひいたします。

晴山委員

私も皆さんと同じで、あまり考えたことがなく、外国のことだなと思っているような、真剣に考えてはいない状態でした。やはり、いろいろと研修を受けたり聞いたりして現状を踏まえなければいけないという思いです。決めつけるわけではないのですが、私達の年代より上の人たちは理解しがたいと思います。若い人たちはあまり悩まず、すんなりと理解してくれるのかなと思っています。ですから、市独自とかではなくて、やはり県、そして国というふうに大きくなくくりでの制度となれば、皆さんも受け入れやすいと思いますし、理解しやすいのかなと思います。市の広報やホームページなどで、理解していただくようにたくさん掲載してもらえるといいと思います。1つ気にしているのは、L G B T等に関連しますが、トイレです。今は男女の他に使えるトイレ、新幹線などでも対応してございますが、周りを気にせず利用できるような世の中にしていく、できることからやっていかなければならないのではないかと思っています。以上です。

高橋会長

認識を改めてと言いますか、いろいろと検討していくことが必要だろうと、また、大きな、国レベル、県レベルで対応するということが望ましいのではないかというご意見だと伺いました。トイレの問題については、男女共用のトイレはすでに少しづつ出来ているようですが、女性としては男性が入った後に女性が入るのにはか

なり抵抗があるだとか、そんな報道もありました。それでは続きまして佐藤貴也お願ひいたします。

**佐藤貴哉委員**

皆さんからもたくさんご意見が出てらっしゃいましたが、私個人的にはLGBT、LGBTQに関しては早く変えてしまった方がいいのではないのかなと思っています。今までこうだったから、ということはもうこの時代は通用しないと思いますし、最上位目的は何なのかと考えると、この基本計画にある「男女（みんな）が互いに認め合い、ともにきらめくまち」が最上位目的だと思いますので、ここに合致していないものは変える、変えるべきことは変えていった方がいいのではないか、という認識がありました。以上です。

**高橋会長**

ありがとうございます。これで一巡したわけですが、何か、1番目、2番目の審議事項に関して意見などはございませんでしょうか。これから、第3次計画の細かな検討に入れば、その時に発言される機会も出てくると思います。悩ましいところは、憲法などには「男女」という言葉があるのに、LGBTなどが入ってきますと概念も曖昧になってくる。先ほど氏家委員の方から出てきたご意見ですが、巡り巡つていけば、いわゆる男女ということで当初捉えられていたものが、個人の尊厳とか人権、そのような問題の方にどんどん集約しつつあり、それがまた男女共同参画、世界中がいろいろと取り組んできた核心にあるのではないかと思っております。いずれにせよ、2番目のその他の審議事項についての方がご意見がたくさん出たような感じがいたしますが、これから引き続き、具体的にアンケートが始まったり、だんだんまとめられていったり、という段階ではさまざまご意見を拝聴することになるのだろうと思います。社会の多様性に対応するような、多様なご意見、本日はそういう意見をたくさんいただきましてありがとうございます。時間も時間ということになつてまいりましたので、以上により本日審議を終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

**藤井地域振興部長**

本日の協議を終えるに当たりまして、私から皆様方にお願いがございます。本日は第3次花巻市男女共同参画基本計画策定に係るご意見等いただき、ありがとうございます。スケジュールにも載せておりましたが、来年度令和5年度は第3次計画策定に向けて、皆様方にたくさんのご意見を頂戴するということで審議会の回数も多くなっております。皆様方にご出席いただくということで、大変ご迷惑をおかけするのですが、何卒その点ご配慮をお願いしたいと思います。

**高橋会長**

お話を中断させてしまいまして申し訳ございません。1つ、本日欠席の渡邊ひとみ委員の方からメールでご意見が届いておりますのでそれを代読させていただきます。

「第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定方針案について、基本計画の策定の趣旨と、4 作成スケジュールのところで、基本計画策定の趣旨の3行目から4行目、これまでの取り組みの成果を踏まえて…とありますが、成果とともに課題もあったと思います。これまでの審議会で話し合われたことが第3次基本計画に生かされるべきと考えます。成果と課題はどうまとめられたのですか。またそれは作成スケジュールのどこで提示され話し合われるのですか。素案を作成する前にしなければと思うのですが。」

というものが1つ、それから、

「資料4アンケート調査票案について、市民の意識の変化を調べるための設問のほかに第2次基本計画の認知状況や成果がどう受け止められているかがわかるような設問が必要と考えます。理由は昨年の審議会の話し合いでは市の頑張りのわりに市民

にはあまりそれが伝わっていないという意識のギャップの存在があるとまとめられたからです。もう1つ、同性パートナーシップ制度についての意識についての市民の意識を知るためにそれについての設問も加えると良いのではないかと考えます。」ということでございます。

#### 藤井地域振興部長

補足させていただきます。今の渡邊委員からのご意見を踏まえた形で、先ほど申し上げましたが、この令和5年度は審議会の回数が増えるということで皆様方には大変ご迷惑をおかけします。任期の関係で変わる方々もいらっしゃるかと思うのですが、何とかご協力をお願いしたいというふうに思っております。それから、渡邊委員から、策定方針について早めにやっておかなければならぬのではないかというお話をありました。6月の協議の際に渡邊委員のご意見でいただいた部分は私達の方からご提示するということで考えておりましたので、その点はご理解いただきたいと思います。また、アンケート調査票についても、今日は皆様方にこのような考え方でいますということでお示ししたのですが、設問の数はあまり多くすると回答者数が少なくなる可能性があると、それから突出したことを聞きすぎても回答に困ることがあるかもしれませんし、過去何年間でどのように市民の方々の意識が変わってきたかというところはどうしても取りたいこともあります。そうしたことでも検討した結果、私達の方ではこのような形にしていきたいと思っているものです。何とか渡邊委員のご意見も踏まえて、少しこちらの方でも検討していきたいとは思うのですが、皆様方にもその点をご理解いただきたく、もしも何かご意見あった場合にはよろしくお願ひしたいと思っています。ただ、今日皆様方のご意見でありましたが、設問によってはアンケートの回答で「該当なし」という方々もいました。また、育児や介護でも該当なしという方々、その方々の比率が大きく変わったりしているというご意見がありました。私達は無作為に抽出して調査しているので、たまたまかもしれません、介護の必要がない人が増えているのだな、とか介護の必要のある方が同じ世帯にいるということは、若い世代の方が同居していないのかな、などということもあるかもしれませんし、そういう分母の中で、どんな方々が分子で、どんな方々が回答しているかという面でも私達は考えていく必要があると。今日の意見の中ではそういうところも踏まえて考えた方がいいのではないかというご意見だと受け止めましたので、今後この計画策定とかアンケート等々をはじめとする様々な施策と調査方法については考えていきたいと思っております。今日は本当に貴重なご意見ありがとうございました。

#### 藤村市民協働係長

それでは、事務局から最後に皆様に今後の予定についてお知らせをさせていただきます。令和4年度の男女共同参画審議会は、本日で最後となります。資料No.1のスケジュールでお示しいたしましたとおり、来年度は6月、8月、12月に参考集いただきたいと考えております。ただ、本審議会の委員の皆様の任期は5月31日までとなっておりますことから、新年度となりましたら事務局より改めまして、委員の就任依頼及び所属の団体の委員の推薦依頼をお出しいたします。お手数おかけいたしますが、よろしくご協力を願い致します。6月の審議会は委嘱替え後の会議となります。また、こちらも繰り返しになりますが、ご覧いただきました市民向けのアンケートは、広報はなまきに掲載後、5月下旬に実施予定としておりますことを申し添えます。

なお、パートナーシップ宣誓制度に関しましては、国や県の動きを見ながらとなりますので、はつきりと決まっていない部分もございますが、皆様に今後もご意見を伺いたいと考えておりますので、こちらも引き続きよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、お願いばかりで大変恐縮ではござい

ますけれども、今後とも何卒よろしくお願ひいたします。

## 5 閉会

鈴木地域づくり課長 それでは、これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

(午後3時10分閉会)